

第 IX 部 特許権の存続期間の延長

目 次

第 1 章	期間補償のための特許権の存続期間の延長	
9101	期間の算定において考慮される具体的な法律及びその条項.....	1
9102	延長可能期間の算定方法	10
9103	期間補償のための特許権の存続期間の延長登録の出願についての 審査官の除斥	16
9104	平成 28 年改正特許法第 67 条等の適用対象となる特許出願	17
第 2 章	医薬品等の特許権の存続期間の延長	
9201	延長登録出願と処分の数との関係についての取扱い	1
9202	特許権の存続期間の延長登録の出願において、政令で定める処分を 受けるのに必要であった試験が 1 の処分について複数ある場合の 延長期間について	2
9203	平成 28 年改正特許法第 67 条等の適用対象となる特許出願	3

第 1 章 期間補償のための特許権の存続期間の延長

9101 期間の算定において考慮される具体的な法律及びその条項

特許法第 67 条第 3 項各号の各期間及び経済安全保障推進法第 82 条第 4 項において読み替えて追加された期間の算定において考慮される具体的な法律及びその条項は、以下の表に挙げられるものを想定している。

第67条第3項各号及び 経済安全保障推進法第82条第4項	法律及びその条項
(i) 第1号 (特許庁長官又は審査官からの通知又は命令を受けた場合に執るべき手続によって生じた期間) 特許法(第39条第6項及び第50条を除く。)、実用新案法若しくは工業所有権に関する手続等の特例に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定による通知又は命令(特許庁長官又は審査官が行うものに限る。)があった場合において当該通知又は命令を受けた場合に執るべき手続が執られたときにおける当該通知又は命令があった日から当該執るべき手続が執られた日までの期間	特許法 ・ 第13条第1項及び第2項(代理人の改任等) ・ 第17条第3項(手続の補正) ・ 第18条の2第2項(不適法な手続の却下) ・ 第23条第1項(受継の命令) ・ 第36条の2第3項(翻訳文の提出) ・ 第38条の4第2項(明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の通知等) ・ 第43条第7項(パリ条約による優先権主張の手続) ・ 第184条の5第2項(書面の提出及び補正命令) ・ 第184条の11第4項(在外者の特許管理人の特例) ・ 第194条第1項(書類の提出等)
	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 ・ 第7条第2項(書面の提出による手続等)
	特許法施行規則 ・ 第5条第2項(証明書の提出) ・ 第7条(外国人の手続について必要な書面)
	特許登録令 ・ 第30条第1項(特許庁長官が提出を命ず

	<p>る書面)</p> <p>実用新案法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条の2第4項 (手続の補正) ・ 第6条の2 (補正命令) ・ 第48条の7 (図面の提出) ・ 第48条の5第2項 (書面の提出及び補正命令等) ・ 第2条の5第2項、第11条第1項、第48条の15第2項、第55条第3項 (特許法の準用規定)
<p>(ii) 第2号</p> <p>(手続を執るべき期間の延長によって生じた期間)</p> <p>特許法又はこの法律に基づく命令(以下「特許法令」ともいう。)の規定による手続を執るべき期間の延長があった場合における当該手続を執るべき期間が経過した日から当該手続をした日までの期間</p>	<p>特許法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4条又は第108条第3項の規定による第108条第1項の期間(特許料の納付期限)の延長 ・ 第5条第1項又は第3項の期間(手続をすべき期間)の延長 <p>特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条第3項による期間(行政上の権利利益に係る満了日)の延長
<p>(iii) 第3号</p> <p>(手続を執るべき期間の経過後の手続によって生じた期間)</p> <p>特許法令の規定による手続であって当該手続を執るべき期間の定めがあるものについて特許法令の規定により出願人が当該手続を執るべき期間の経過後であっても当該手続を執ることができる場合において当該手続をしたときにおける当該手続を執るべき期間が経過した日から当該手続をした日までの期間</p>	<p>特許法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第30条第4項(発明の新規性の喪失の例外の証明書) ・ 第36条の2第6項(外国語書面の翻訳文) ・ 第41条第1項第1号(国内優先権主張を伴う特許出願) ・ 第43条第8項(パリ条約による優先権主張の書類又は書面) ・ 第43条の2第1項(パリ条約の例による優先権主張を伴う特許出願) ・ 第44条第7項(分割出願) ・ 第46条第5項(変更出願) ・ 第46条の2第3項(実用新案登録に基づく特許出願) ・ 第48条の3第5項及び第7項(出願審査の

	<p>請求)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第108条第4項(特許料の納付) ・ 第184条の4第4項(外国語特許出願の翻訳文) ・ 第184条の11第6項(特許管理人の選任の届出)
<p>(iv) 第4号 (出願人の申出その他の行為により処分又は通知を保留したことによって生じた期間)</p> <p>特許法若しくは工業所有権に関する手続等の特例に関する法律又はこれらの法律に基づく命令（以下「特許法関係法令」ともいう。）の規定による処分又は通知について出願人の申出その他の行為により当該処分又は通知を保留した場合における当該申出その他の行為があった日から当該処分又は通知を保留する理由がなくなった日までの期間</p>	<p>特許法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第13条第4項(改任を命じられた代理人等による手続の却下) ・ 第18条(手続の却下) ・ 第18条の2第1項(不適法な手続の却下) ・ 第49条(拒絶の査定) ・ 第50条(拒絶理由の通知) ・ 第51条(特許査定) ・ 第53条(補正の却下) <p>工業所有権に関する手続等の特例に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7条第3項(手続の却下) <p>特許登録令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第16条(職権による登録)
<p>(v) 第5号 (特許料又は手数料の軽減若しくは免除又は納付の猶予に係る申請によって生じた期間)</p> <p>特許法令の規定による特許料又は手数料の納付について当該特許料又は手数料の軽減若しくは免除又は納付の猶予の決定があった場合における当該軽減若しくは免除又は納付の</p>	<p>特許法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第109条(特許料の減免又は猶予) ・ 第195条の2(出願審査の請求の手数料の減免) <p>特許法等関係手数料令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1条の3(減免の申請) <p>産業競争力強化法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第17条(特定新事業開拓投資事業計画の認定)

<p>猶予に係る申請があった日から当該決定があった日までの期間</p>	<p>・ 第75条(産業競争力の強化に資する技術の分野に属する発明に係る特許出願の特許料の軽減)</p>
	<p>中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律</p> <p>・ 第9条(特許料等の特例)</p>
	<p>特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法</p> <p>・ 第10条(特許料等の特例)</p>
	<p>大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律</p> <p>・ 第8条(特許料等の特例)</p> <p>・ 第13条(試験研究独立行政法人技術移転事業の認定)</p>
<p>(vi) 第6号 (明細書等補完書の取下げによって生じた期間)</p> <p>第38条の4第7項の規定による明細書等補完書の取下げがあった場合における当該明細書等補完書が第38条の4第3項の規定により提出された日から第38条の4第7項の規定により当該明細書等補完書が取り下げられた日までの期間</p>	<p>特許法</p> <p>・ 第38条の4第7項(明細書等補完書の取下げ)</p>
<p>(vii) 第7号 (拒絶査定不服審判によって生じた期間)</p> <p>拒絶査定不服審判の請求があった場合における次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じて当該(1)から(3)までに定める期間</p> <p>(1) 拒絶査定不服審判(拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審の場合を含む。)において、特許をすべき旨の審決があった場合 拒絶をすべき</p>	<p>特許法</p> <p>・ 第159条第3項(第174条第2項において準用する場合を含む)において準用する第51条(特許査定)</p> <p>・ 第160条第1項(第174条第2項において準用する場合を含む)(審査への差戻し)</p> <p>・ 第163条第3項において準用する第51条(特許査定)</p>

<p>旨の査定の謄本の送達があった日から当該審決の謄本の送達があった日までの期間</p> <p>(2) 拒絶査定不服審判(拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審の場合を含む。)において査定を取り消すときに、さらに審査に伏すべき旨の審決があった場合 拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から当該審決の謄本の送達があった日までの期間</p> <p>(3) 前置審査において、特許をすべき旨の査定があった場合 拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から当該特許をすべき旨の査定の謄本の送達があった日までの期間</p>	
<p>(viii) 第8号 (行政不服審査法の手続によって生じた期間)</p> <p>特許法関係法令の規定による処分について行政不服審査法の規定による審査請求に対する裁決が確定した場合における当該審査請求の日から当該裁決の謄本の送達があった日までの期間</p>	<p>行政不服審査法</p>
<p>(ix) 第9号 (行政不服事件訴訟法の手続によって生じた期間)</p> <p>特許法関連法令の規定による処分について行政不服事件訴訟法の規定による訴えの判決が確定した場合における当該訴えの提起の日から当該訴えの判決が確定した日までの期間</p>	<p>行政事件訴訟法</p>
<p>(x) 第10号 (特許法令の規定による手続の中断又</p>	<p>特許法 ・第24条(民事訴訟法の準用)</p>

<p>は中止によって生じた期間)</p> <p>特許法令の規定による手続が中断し、又は中止した場合における当該手続が中断し、又は中止した期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第54条(訴訟との関係) <p>民事訴訟法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第124条第1項第1号から第5号(訴訟手続の中断及び受継) ・ 第130条(裁判所の職務執行不能による中止) ・ 第131条(当事者の故障による中止) <p>会社更生法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第34条第3項第1号において準用する第52条第1項 ・ 第34条第3項第2号において準用する第52条第4項 ・ 第53条において準用する第52条第1項及び第4項 ・ 第74条第3項において準用する第52条第1項 <p>破産法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第46条において準用する第44条第1項及び第4項 ・ 第96条第2項第1号において準用する第44条第1項 ・ 第96条第2項第2号において準用する第44条第4項 <p>民事再生法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第69条において準用する第67条第2項 ・ 第69条において準用する第68条第2項及び第4項 ・ 第83条第3項において準用する第67条第2項 ・ 第83条第3項において準用する第68条第2項
<p>(xi) 経済安全保障推進法第82条第4項</p> <p>(保全指定によって生じた期間)</p> <p>経済安全保障推進法第70条第1項</p>	<p>経済安全保障推進法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第70条第1項(保全指定) ・ 第77条第2項(保全指定の解除等)

<p>の規定による通知を受けた日から同法第77条第2項の規定による通知を受けた日までの期間</p>	
---	--

(説明)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下、「TPP11 協定」）において、「不合理な遅延」に含まないことが許容されている、特許庁の責めに帰さない手続や処分等(出願人都合による期間が経過した手続や天災地変等により特許庁が処理できない手続等)のための期間や特許権の設定登録までにあった審判や裁判に要する期間について、その類型を第 67 条第 3 項各号に規定している。

(i) 第 1 号(特許庁長官又は審査官からの通知又は命令を受けた場合に執るべき手続によって生じた期間)

書類の不備等によって必要となる書類の提出を特許庁長官又は審査官から通知又は命令され手続を行うことは、通常の特許出願の手続では想定されないものであり、かつ特許庁の責めに帰することができない理由によるものであるため、その期間を延長可能期間に含めないものとし、本号で規定している。この場合、延長可能期間に含めない期間は、当該通知又は命令が出され当該手続がされるまでの期間(当該手続期間が延長された場合は延長された期間も除外対象)とする。

ただし、第 50 条の規定による通知は、大半の特許出願審査において生じるものであるため、通常の特許出願手続として出願から 5 年又は審査請求から 3 年の期間に含まれるものとし、本号の規定からは除外している。また、同様に、第 39 条第 6 項に規定する協議の期間は第 50 条の規定による通知の応答期間に準ずるものであるため、併せて除外している。

(ii) 第 2 号(手続を執るべき期間の延長によって生じた期間)

手続をすべき期間の延長は、通常の出願、審査手続では想定されないものであり、かつ特許庁の責めに帰することができない理由によるものであるため、その期間を延長可能期間に含めないものとし、本号で規定している。

(iii) 第 3 号(手続を執るべき期間の経過後の手続によって生じた期間)

特許法では、出願人の責めに帰することができない理由がある場合又は故意によるものでない場合、法定の期間経過後に例外的に手続が可能である（第 30 条第 4 項等）。こうした手続は、天災地変等により特許庁が処理できない手続や出願人都合による期間が経過した手続であり、特許庁の責めに帰することができない理由によるものであるため、法定の

期間経過後から手続をするまでの期間を延長可能期間に含めないものとするため、本号で規定している。

(iv) 第 4 号(出願人の申出その他の行為により処分又は通知を保留したことによって生じた期間)

出願人の申出その他の行為による、処分又は通知の保留(法令の規定によらず、特許庁におけるサービスで処分又は通知を保留するような場合等)は、通常の特許出願の手続では想定されないものであり、かつ特許庁の責めに帰することができない理由によるものでもあるため、当該保留の理由がなくなるまでの期間を延長可能期間に含めないこととし、本号で規定している。

(v) 第 5 号(特許料又は手数料の軽減若しくは免除又は納付の猶予に係る申請によって生じた期間)

出願審査の請求の手数料及び特許料の減免については、減免に係る申請書類の審査は通常生じる手続ではなく、出願人の都合で提出されるものであるから、その審査期間について延長可能期間に含めないものとし、本号で規定している。

(vi) 第 6 号(明細書等補完書の取下げによって生じた期間)

明細書等補完書の取下げは通常生じる手続ではなく、また、明細書等補完書が取り下げられた場合には、元の明細書等が審査対象となるため、補完手続が完了するまで出願、審査手続が行われないこととなるため、その期間を延長可能期間に含めないものとし、本号で規定している。

(vii) 第 7 号(拒絶査定不服審判によって生じた期間)

TPP11 協定では、特許を与える当局による特許出願の処理又は審査の間に生じたものではない期間を「不合理な遅延」から除外することができるため、審判・裁判にかかる期間は「不合理な遅延」の期間から除くこととし、本号で規定している。

(viii) 第 8 号(行政不服審査法の手続によって生じた期間)、(ix) 第 9 号(行政不服事件訴訟法の手続によって生じた期間)

TPP11 協定では、特許を与える当局による特許出願の処理又は審査の間に生じたものではない期間を「不合理な遅延」から除外することができるため、出願手続に係る却下処分に関する行政不服審査法又は行政事件訴訟法の手続について、「不合理な遅延」の期間から除くこととし、本号で規定している。

(x) 第 10 号(特許法令の規定による手続の中断又は中止によって生じた期間)

第 IX 部 特許権の存続期間の延長

特許法等の規定により手続が中断又は中止する場合は、通常の特許出願の手続では想定されないものであり、かつ特許庁の責めに帰することができない理由によるものでもあるため、当該中止又は中断期間を延長可能期間に含めないものとするため、本号で規定している。

(xi) 経済安全保障推進法第 82 条第 4 項(保全指定によって生じた期間)

保全指定の期間は相当長期に及ぶことも想定され、その分の存続期間延長を認めた場合、特許権の存続期間の満了日が大きく遅れ、第三者に与える影響が大きいことから、当該保全指定期間を存続期間延長の対象外とすることとし、本項で規定している。

9102 延長可能期間の算定方法

[審査基準第 IX 部第 1 章 3.1.2](#)に記載されるように、延長可能期間は暦に基づいて算定される。

具体的な算定方法は以下に示すとおりである。

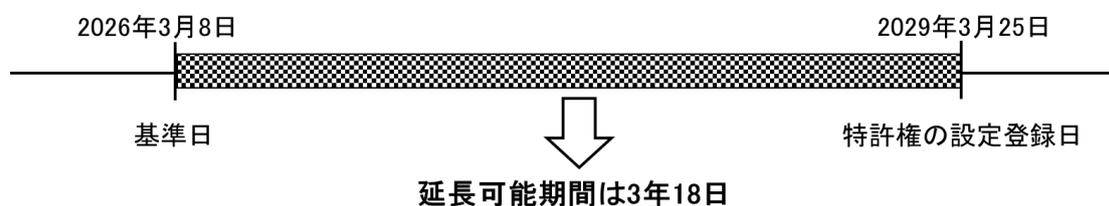
1. 第 67 条第 3 項各号に掲げる期間が存在しない場合

(1) 基準日(注)から特許権の設定登録の日までの期間を暦に基づいて何年何月何日の形式で表し、これを延長可能期間とする。

(注) 特許出願の日から起算して 5 年を経過した日又は出願審査の請求があった日から起算して 3 年を経過した日のいずれか遅い日

例 1：基準日が 2026 年 3 月 8 日、特許権の設定登録の日が 2029 年 3 月 25 日であって、第 67 条第 3 項各号に掲げる期間が存在しない場合の延長可能期間の算出方法

1.(1) 基準日から特許権の設定登録の日までの期間を暦に基づいて何年何月何日の形式で表し、これを延長可能期間とする。

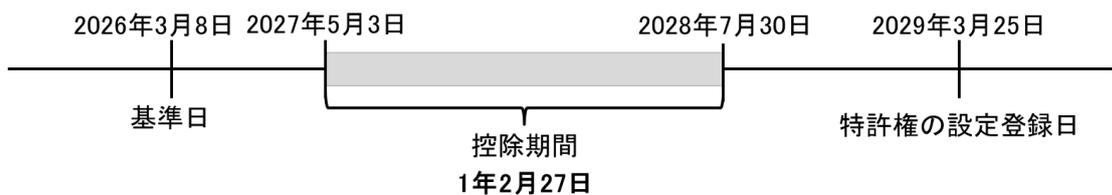


2. 第 67 条第 3 項各号に掲げる期間が一つ存在する場合

- (1) 第 67 条第 3 項各号に掲げる期間について、暦に基づいて期間を何年何月何日の形式で表す。
- (2) 基準日に、上記(1)で算出した期間を年、月、日の順に加えて、延長可能期間の始期になる日を算定する。
- (3) 上記(2)で得られた延長可能期間の始期になる日から特許権の設定登録の日までの期間を暦に基づいて何年何月何日の形式で表し、これを延長可能期間とする。

例 2：基準日が 2026 年 3 月 8 日、特許権の設定登録の日が 2029 年 3 月 25 日であって、第 67 条第 3 項各号に掲げる期間（図中においては「控除期間」という。）が一つ存在する場合の延長可能期間の算出方法（注）

2.(1) 控除期間について、暦に基づいて期間を何年何月何日の形式で表す。



2.(2) 基準日に、上記(1)で算定した控除期間を年、月、日の順に加えて、延長可能期間の始期になる日を算定する。



2.(3) 延長可能期間の始期になる日から特許権の設定登録の日までの期間を暦に基づいて何年何月何日の形式で表し、これを延長可能期間とする。



（注）この例では「控除期間」は午前零時から始まらないものであり、第 3 条第 1 項に規定されるように初日は算入せず期間を算定している。以下の例においても同じ。

3. 第 67 条第 3 項各号に掲げる期間が複数存在して重ならない場合

- (1) 第 67 条第 3 項各号に掲げる期間のすべてについて、暦に基づいて期間を何年何月何日の形式で表す。
- (2) 上記(1)で算出した期間を合算する。ただし、日を月に繰り上げることや月を年に繰り上げることを行わない。
- (3) 基準日に、上記(2)で算定した期間を年、月、日の順に加えて、延長可能期間の始期になる日を算定する。
- (4) 上記(3)で得られた延長可能期間の始期になる日から特許権の設定登録の日までの期間を暦に基づいて何年何月何日の形式で表し、これを延長可能期間とする。

例 3：基準日が 2026 年 3 月 8 日、特許権の設定登録の日が 2032 年 3 月 7 日であって、第 67 条第 3 項各号に掲げる期間（図中においては「控除期間」という。）が基準日の前後に一つずつ存在する場合の延長可能期間の算出方法



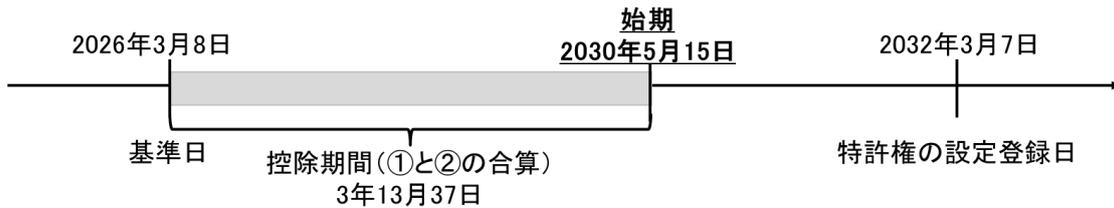
3.(1) 複数存在する控除期間について、暦に基づいて期間を何年何月何日の形式で表す。

控除期間① … 1年2月27日
 控除期間② … 2年11月10日

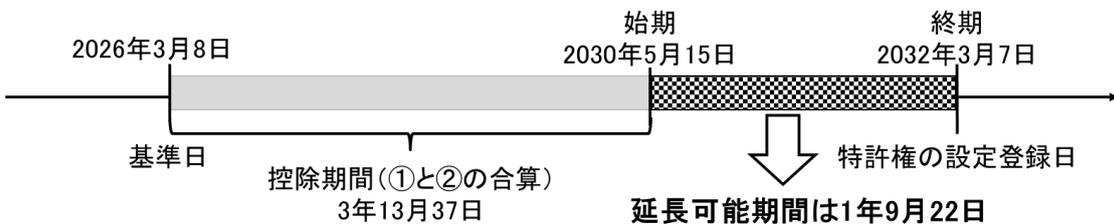
3.(2) 複数存在する控除期間について、合算する。

控除期間① … 1年2月27日
 控除期間② … 2年11月10日 ⇨ 3年13月37日

3.(3) 基準日に、上記(2)で算定した控除期間を年、月、日の順に加えて、延長可能期間の始期になる日を算定する。



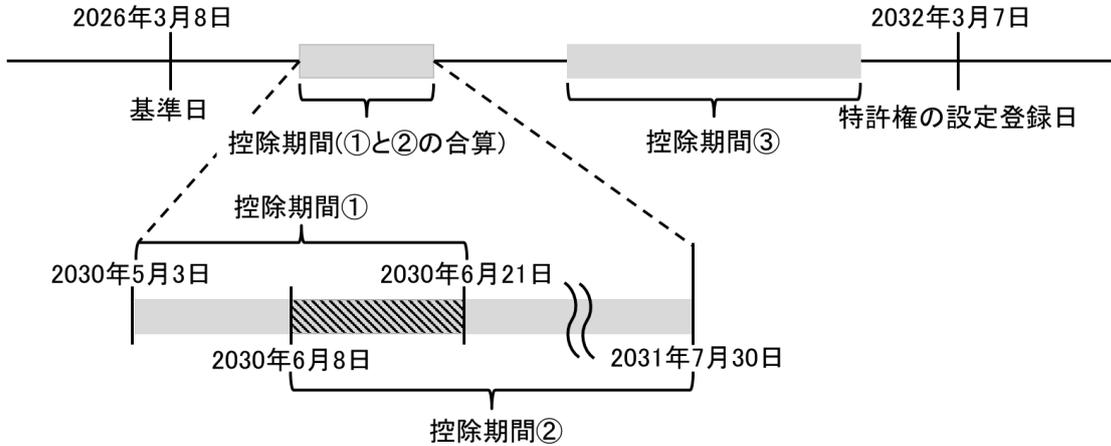
3.(4) 延長可能期間の始期になる日から特許権の設定登録の日までの期間を暦に基づいて何年何月何日の形式で表し、これを延長可能期間とする。



4. 第 67 条第 3 項各号に掲げる期間が複数存在して重なる場合

- (1) 複数存在する第 67 条第 3 項各号に掲げる期間に重複がある場合は、重複が存在する期間を一つの期間にまとめる。これにより、重複する期間を除くことができる。
- (2) 上記(1)でまとめられた期間及び上記(1)でまとめられなかった期間(第 67 条第 3 項各号に掲げる他の期間との重複がなかった期間)のすべてについて、暦に基づいて期間を何年何月何日の形式で表す。
- (3) 上記(2)で算定された何年何月何日の形式の期間が複数存在する場合は、これを合算する。ただし、日を月に繰り上げることや月を年に繰り上げることを行わない。
- (4) 基準日に、上記(3)で算定した期間を年、月、日の順に加えて、延長可能期間の始期になる日を算定する。
- (5) 上記(4)で得られた延長可能期間の始期になる日から特許権の設定登録の日までの期間を暦に基づいて何年何月何日の形式で表し、これを延長可能期間とする。

例 4：基準日が 2026 年 3 月 8 日、特許権の設定登録の日が 2032 年 3 月 7 日であって、第 67 条第 3 項各号に掲げる期間（図中においては「控除期間」という。）が複数存在する場合の延長可能期間の算出方法



4.(1) 控除期間に重複がある場合は、重複が存在する期間を一つの期間にまとめる。



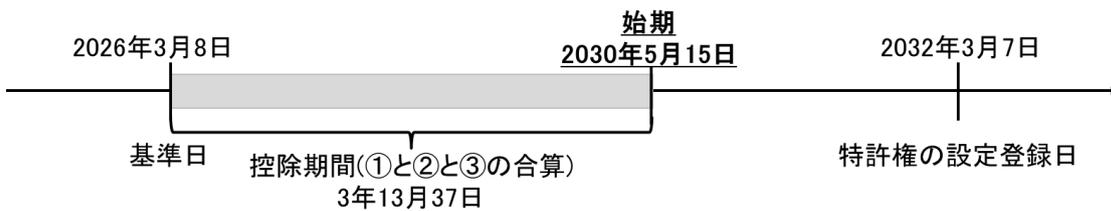
4.(2) 複数存在する控除期間について、暦に基づいて期間を何年何月何日の形式で表す。

控除期間(①と②の合算) … 1年2月27日
控除期間③ … 2年11月10日

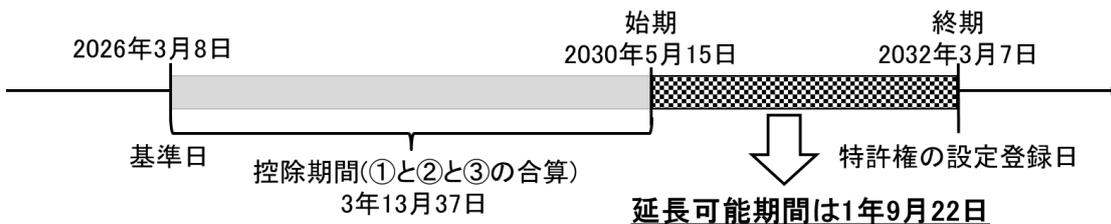
4.(3) 複数存在する控除期間について、合算する。

控除期間(①と②の合算) … 1年2月27日
控除期間③ … 2年11月10日 ⇒ 3年13月37日

4.(4) 基準日に、上記(3)で算定した控除期間を年、月、日の順に加えて、延長可能期間の始期になる日を算定する。



4.(5) 延長可能期間の始期になる日から特許権の設定登録の日までの期間を暦に基づいて何年何月何日の形式で表し、これを延長可能期間とする。



9103 期間補償のための特許権の存続期間の延長登録の出願 についての審査官の除斥

期間補償のための特許権の存続期間の延長登録の出願について、この出願があった特許権に係る特許出願の査定に審査官として関与したときには、審査官はその職務の執行から除斥される(第 67 条の 4 で、第 139 条第 6 号の中の「不服を申し立てられた」とあるのを、「第 67 条第 2 項の延長登録の出願があった特許権に係る特許出願の」と読み替えて準用する第 139 条第 6 号)。

この場合、「特許出願の査定に審査官として関与したとき」については、審査官が査定を行っているときに限らず、査定を行っていないときでも、その特許出願について拒絶理由を通知しているとき、または補正却下の決定を行っているときは、これに該当すると判断する。

(説明)

期間補償のための延長登録制度の出願の審査は、その出願に係る特許出願における出願手続や審査手続についての期間を認定するものであり、当該特許出願の審査に関与した審査官がその延長登録の出願の審査に審査官として関与することは、公平性の観点から望ましくない。

したがって、特許出願の審査に関与した審査官が、その特許出願に基づく延長登録の出願の審査を担当しないように除斥規定が設けられている。

9104 平成 28 年改正特許法第 67 条等の適用対象となる特許出願

(1) 通常の出願

出願日が令和 2 年 3 月 10 日以降のもの

(2) 分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願

原出願の出願日が令和 2 年 3 月 10 日以降のもの

(3) パリ条約の優先権主張を伴う出願

優先権主張を伴う出願の出願日が令和 2 年 3 月 10 日以降のもの

(4) 国内優先権主張を伴う出願

優先権主張を伴う出願の出願日が令和 2 年 3 月 10 日以降のもの

第 2 章 医薬品等の特許権の存続期間の延長

9201 延長登録出願と処分の数との関係についての取扱い

一の延長登録出願は一の処分ごとに行われなければならないこととする。

(説明)

第 67 条の 7 は、「特許発明の実施に……処分を受けることが必要であったとは認められないとき」(第 1 項第 1 号)、延長登録出願を拒絶すべき旨規定している。すなわち「処分」を受けることの要否により「延長登録出願」を拒絶すべきか否かを判断すべき旨定めている。

特許権の存続期間の延長登録をするための要因は処分ごとに発生し、その特許権に係る特許発明の実施をすることができなかつた期間及び存続期間延長後の特許権の効力は個々の処分に基ついて判断されるものであるから、一の延長登録出願は一の処分ごとに行うべき性格のものである。また、同一特許権に係る複数処分をある時期にまとめて受けた出願人のみに当該複数処分に基ついて一の延長登録出願をすることを許容し、一の延長登録出願によって複数処分に基づく延長登録の利益を享受できるように取り扱うことは、他の出願人とのバランスを著しく欠くものである。

このようなことから、延長登録出願と処分の数との関係については、上記のように取り扱うこととする。

9202 特許権の存続期間の延長登録の出願において、

政令で定める処分を受けるのに必要であった試験が

1 の処分について複数ある場合の延長期間について

[審査基準第 IX 部第 2 章 3.1.3](#)に記載の「処分を受けるために必要な試験を開始した日」は、その試験を行う期間を「特許発明の実施をすることができなかつた期間」に含めることができる試験([審査基準第 IX 部第 2 章 3.1.3\(1\)](#)参照)が、1 の処分について複数あることを出願人が示した場合には、当該複数の試験のうち、出願書類からみて、最先に行われたと認められる試験を開始した日であるものとする。

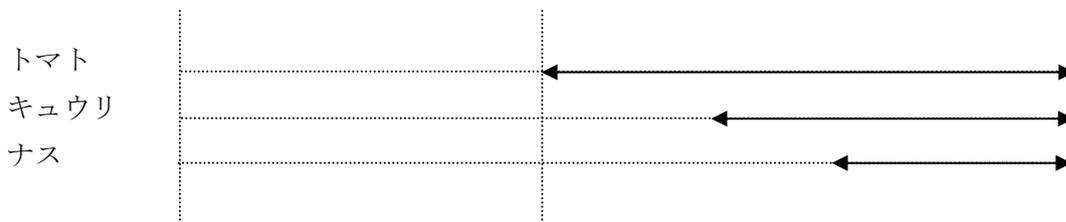
(説明)

- (1) 農薬の委託圃場試験は、作物及び適用病虫害等ごとにそれぞれ異なる日に開始されることが多く、そして、それらの試験結果をまとめて農薬の登録申請をし、まとめて登録されることがある。

参 考 例

特許発明 「有効成分 A を含有する殺虫剤」

特許権の
設定登録



(注)実線は有効成分 A の下位概念である a1 について、アブラムシに対する試験を開始した日から、登録が申請者に到達した日、すなわち申請者が現実にこれを了知し又は了知し得た状態におかれた日までの期間

- (2) 上記参考例では、トマトについて農薬の試験を開始した日から、登録が申請者に到達した日、すなわち申請者が現実にこれを了知し又は了知し得た状態におかれた日の前日までの期間が「特許発明の実施をすることができなかつた期間」とされ、この期間を超えない「延長を求める期間」(5 年以下であることが必要)が特許権の存続期間の延長の期間とされる。

9203 平成 28 年改正特許法第 67 条等の適用対象となる特許出願

(1) 通常の出願

出願日が令和 2 年 3 月 10 日以降のもの

(2) 分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願

原出願の出願日が令和 2 年 3 月 10 日以降のもの

(3) パリ条約の優先権主張を伴う出願

優先権主張を伴う出願の出願日が令和 2 年 3 月 10 日以降のもの

(4) 国内優先権主張を伴う出願

優先権主張を伴う出願の出願日が令和 2 年 3 月 10 日以降のもの

